

世田谷区告示第454号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年6月15日

世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類

東京都市計画高度地区

2 都市計画を定める土地の区域

削除する部分

第3種高度地区

世田谷区松原三丁目、赤堤四丁目及び赤堤五丁目各地内

19m第2種高度地区

世田谷区松原三丁目地内

追加する部分

第3種高度地区

世田谷区松原三丁目地内

25m第2種高度地区

世田谷区松原三丁目地内

3 縦覧場所

世田谷区都市整備政策部都市計画課